

2019年9月1日

## 【FP キャプテン (ライフプラン作成ソフト EXCEL ソフト)】の利用規約

**注意: FP キャプテン(ライフプラン資料作成ツール EXCEL ソフト)を使用申請した場合は下記条項の全てに同意されたものとみなされます。また本ソフトは、個人の機密情報となりますので、その管理には十分ご注意ください。**

ご使用になる前に、この利用規約、ならびに <http://webstage21.com/cf/fpcaptain.html> および、この URL からのリンク先を含む場所に記載されている使用許諾契約、規定または使用条項(以下、集合的に『契約』とする)をお読みください。お客様は本ソフト(本ソフトとは『本ソフトの動作環境の制限』の項に記載)をご使用になることをもって、本契約の各項に同意したものとみなされます。本契約条項を承諾しない場合は本ソフトを使用すべきではありません。

### 利用規約 (使用方法などの制限事項)

(使用許諾契約と重複記載もあります。内容が使用許諾契約と矛盾する場合は、使用許諾契約の記述を優先します。)

- ✓ 本ソフトの使用は、登録性になっております。登録された以外の方のご使用を固くお断りいたします。(なお、お試し版は期限内に限り、何方でもご使用できます。)
- ✓ 本ソフトは登録されているパソコンのユーザー名の"ハードディスクドライブの C"のホルダーでご使用下さい。
- ✓ 本ソフトのライセンス使用者およびユーザー名の変更は名義変更料が別途必要です。
- ✓ 本ソフトのファイル名の2個の"@"の間は変更しないでお使い下さい。変更いたしますと使用出来なくなります。
- ✓ 本ソフトのファイル名に新たに「\_」「-」「@」「.」「,」「」などを追加使用しないで下さい。
- ✓ 本ソフトの更新版ならびに修正版をメール配布(またはホームページからのダウンロード)した場合は、お客様の責任でデータの入替を行って下さい。
- ✓ 本ソフトにパソコン・ユーザー名・自動取得オプションが設定されている場合は、初回に表紙シート・タブの真ん中の青字の「FPキャプテン」の文字をクリックしたパソコン・ユーザー名が取得されます。よって、このパソコンでの使用に限定されます。(当オプションは表紙シート・タブ右上の Version 文字の下に「88888」の文字が入っている場合に動作します)
- ✓ 本ソフトは法律を順守している方々を対象にしています。すなわち決められた税金納付、健康保険支払、年金支払をされている方が対象です。また、現役時代の本人の収入が年間120万円以上の方、年金額が本人および配偶者ともそれぞれ年間60万円以上の方を対象としております。収入がこれ以下の場合は計算が正しく出ないことがあります。止む負えず、本人の収入が"0"で使用する場合は"0.1万円"として入力します。
- ✓ 本ソフトは基準年末の本人の年齢が20歳以上60歳未満であり、年収が150万円以上の給与所得者である方で、かつ配偶者がいる場合は基準年末の配偶者の年齢が60歳未満の方を対象にしています。
- ✓ 本ソフトで使用する年齢は年末時点です。

- ✓ 本ソフトは可処分所得を基準値として昇給・税額・社会保険料等を概算で計算している為、多少の誤差があります。 将来の推定値は近似式を採用しているので参考値として下さい。  
なお、可処分所得は源泉徴収票から計算できます： 給与所得者の可処分所得 = 年収 - (社会保険料 + 所得税 + 住民税)
- ✓ 本ソフトの入力シートの可処分所得は税込年収の欄が空白の場合は昇給率を適用しません。昇給率は税込年収の方に適用しますので可処分所得の上昇率は社会保険・税金を引いた額ですので通常は税込年収を下回ります。また、現状(例 1)と変更(例 2)で基準年の税込年収と可処分所得が同額・同率の場合であっても、扶養家族などや所得控除額が違う場合うには社会保険・税金が違う為に、税込給料は同じですが可処分所得はそれに対応して変わってきます。
- ✓ 既に年金を受給されている方は、その受給額を本ソフトの『入力』シート・タブの『公的年金受取額』欄にご記入ください。
- ✓ 年金定期便、ネットなどで調べた額を本ソフトの『入力』タブの公的年金受取額に記述してください。 また、60歳～64歳の在職老齢年金額がある場合には、その支給停止額も反映します。なお、バージョン 16.00 以降の場合は、入力シート・タブ右側の「年金追加入力」に 60歳～64歳間の老齢年金の比例報酬年金額と基礎年金額を別々に入力出来ます。 キャッシュ上に反映する額は支給停止額を差し引いた額になります。 この項をご使用された場合は必ず「公的年金受取額」を記述ください。
- ✓ 本ソフトは、前述の通り現在本人が仕事をされている方を対象とし、その仕事が将来も継続するとして表示します。 現在本人が無職の場合は対象外です。  
配偶者は、現在仕事をされていない方および、現在仕事をされている方でその仕事が将来も継続する方の両方を対象とします。 現在無職の配偶者で将来仕事をする方(一度だけの仕事で、転職を想定していません)の場合は可処分所得を計算しますが、税込年収は表示しません。
- ✓ 本ソフトの退職金は現在(今回)の仕事に対して統計値を反映します。以前の仕事は退職金に反映しません。
- ✓ 過去に転職された場合は、過去の給料などの内訳を本ソフトの『入力』シート・タブの『以前の仕事』欄にご記入ください。過去の転職は一回のみ適用します。 記入方法は、標準になる年齢を記入後、それに対応する収入・昇給率・昇給最終年など入れて下さい。
- ✓ 本ソフトは、上記の『以前の仕事』欄を使用しない場合の途中休業した場合や途中で給与が大幅減額した場合の年金額の計算を正しく反映出来ません。
- ✓ 本ソフトは父母の年齢を入力出来ますが、父母はいないものとして、可処分所得、生活費などを計算します。
- ✓ 本ソフトの支出シート・タブ上の基本生活費とは食費・水道・光熱・通信・交通・医療・被服・雑費・小遣い・交際費等を指します。 基本生活費が『0』の時は統計値を使用します。 退職後の基本生活費は修正しなければ 80%になります。 その他支出には、毎年発生する決められた支出の合計を入力します。
- ✓ 本ソフトの入力シート・タブ上の人数反映が『1』の時は、家族数による統計値割合を乗じます。人数反映が『0』の時は、家族数に関係なく基本生活費を使用します。
- ✓ 基本生活費に額を入力しかつ人数反映を選択した場合は、バージョン 15.5 以降では、入力した

基本生活費は基準年の人数を反映しますので、その後家族人数が増減した場合はそれに沿って増減します。

バージョン 15.5 未満では、基本生活費の額は 2 人世帯の場合の基本生活費として計算します。よって、基準年の基本生活費は家族人数によって増減します。人数反映を選択しない場合は、基本生活費に入力した額をキャッシュフロー上の基準年の基本生活費として使用します。

- ✓ 本ソフトの支出シート・タブ上の保険料は自動車以外の額を入力します。保険料が 2 種類以上にわたる場合は入力シート・タブ上で追加入力が可能です。
  - ✓ 本ソフトは、変動金利(5 年・125%ルール適用)の新金利適用(自動適用は一回限り)後は利息返済を優先します。5 年ルール期間内で返済できない額は後年で返済または元金に組み込みますが、未返済分はローン返済代に支出計上します。急激な金利変化には対応できない場合があります。
  - ✓ 本ソフトは変動金利の 2 回目変更は初年度+6 年目(含む)以降に、3 回目は 1 回目+8 年目(含む)以降に対応します。また 1 回目変更で繰上返済していない場合は 2 回目での返済は自動対応しません。2 回目で返済が無い場合も 3 回目の返済に自動対応しません。
  - ✓ 本ソフトのローンでローングループ『2』～『4』を表示している場合には、ローンの全額をキャッシュフロー・図などに反映しません。キャッシュフロー・図などを確認する時は必ずローングループ『1』が表示されている状況でご確認下さい。ローングループが表示されていない場合はキャッシュフロー・図などに全額を反映しています。なお、変動金利で 2 個以上のローンを計算するのは、該当セミナーに参加されて方を対象にしています。
  - ✓ 本ソフトは職種に対する年収と昇給率の統計値の入手には最善を尽くしていますが、実際とは異なる場合があります。職種番号(4 桁)を使用する場合はこの点をご承知下さい。
  - ✓ 本ソフトは家計の収入と支出、授業料、教育費、学習費、最低賃金、平均余命、国民年金の平均受給額などの統計値を使用しています。統計値の入手には最善を尽くしていますが、実際とは異なる場合があります。統計値を使用する場合はこの点をご承知下さい。
  - ✓ 本ソフトは年間の収入、支出のそれぞれの合計額で計算します。例えば退職金のように年内一回の収入であってもその年の収入として計算します。ただし、銀行ローンや個人年金の積立開始はその年の年始として計算します。本ソフトの積立金などの計算は開始年と終了年を含みます。本ソフトの銀行ローンの繰上返済は前年に返済したとして計算します。これ以外の詳細は本ソフト上に明記されている方法に従います。
  - ✓ 本ソフトの計算は入力シート(タブ)に記載された内容で実施します。本ソフトでは入力作業を簡単にするため、メニュー(質問票)・簡単・収入・支出の各シート(タブ)を用意しています。これらのシートに入力・修正・削除した値を入力シート(タブ)に自動コピーして計算に反映します。しかし、本ソフトの入力シート(タブ)上で一度入力・修正・削除した項目は、それ以降に簡単・収入・支出の各シート(タブ)で新たに入力・修正・削除しても計算に反映しませんので、入力シート(タブ)をご使用ください。
- バージョン 15.52 以降の版では質問票による入力を用意しています。この質問票の入力を反映しますと、今まで記入された内容の上に上書きしますので、それ以前の内容は消去されます。
- ✓ 本ソフトの簡単・収入・支出の各シート(タブ)の現状(例 1)に入力された項目は、自動的にそれらに対応する変更(例 2)の項目にコピーします。この自動コピーは変更(例 2)の該当項目に入

力・修正・削除するまで継続します。しかし、一度、変更(例 2)の該当項目に入力・修正・削除した場合は、変更(例 2)の項目に直接、入力・修正・削除願います。

- ✓ 本ソフトの入力シート(タブ)で現状(例 1)に入力された項目は必ずしも入力シート(タブ)の変更(例 2)にコピーしませんので、ご自分で変更(例 2)にコピーされたかをご確認ください。  
バージョン 15.57 以降は、簡単・収入・支出の各シート(タブ)の変更(例 2)が閉じている場合は入力シート(タブ)の現行(例 1)からコピーするように変更しました。また、これらのコピー元を選択するカラムの色を黄色にして喚起を計っています。
- ✓ 上記以外の使用方法は、各項目を入力するカラムを押した時に表示が出た場合は、それに従って下さい。またはシート上に注意を喚起する表示が出る時がありますので、その場合は表示に従って下さい。
- ✓ 本ソフトの対応する子供の人数、資産運用件数、銀行ローンの利率変更回数および繰上返済回数、金融資産利率変更回数など、全ての項目は入力する数に限度があります。限度の数は実際のソフトの入力可能範囲までです。
- ✓ 本ソフトの入力シート(タブ)上の「副収入#1」「副収入#2」、「資産・保険」の項の「保険・年金 1」～「保険・年金 3」および「加算年金(可処分所得)」は可処分所得の入力対応ですので、所得税・地方税などをキャッシュフローに反映しません。よって、年額および受取利率などをご調整ください。  
可処分所得 = 年収 - (社会保険料 + 所得税 + 住民税 + 必要経費)
- ✓ 本ソフトの入力シート(タブ)上の「副収入#1」「副収入#2」、「支出」の詳細項目の開始年は基準年以降でご入力下さい。基準年以前は基準年末残高に反映されていますので省略しています。
- ✓ 本ソフトの必要保障額は、基準年の翌年から 40 年間または余命までの短い方の期間に対応する必要額を近似式で概算計算して参考として表示しています。最新版は 40 年間の制約を外し余命までを計算します。なお、生活費・家賃・保険は、相続発生年から適切に減額していますので、あくまでも参考額です。(減額率は、『入力』シート・タブで調節できます)
- ✓ 金融資産の運用方法の計算は次のようになります。
  - ◇ 【次の制限事項があります：バージョン 15.60 未満の場合】
    - ①各年の『分配率』は全て同じ値にして下さい。
    - ②基準年の『中間』および『利回優先』は『0%』より大きい値にして下さい。
  - ◇ 初年度の割合に応じて、毎年の複利利率で計算します。このため 2 年目以降は利息の高い資産の割合が増加します。
  - ◇ 利息および分配率を変更した年から、新規利息および分配率を使用します。(配分率の変更は 2016 年の秋出荷分(バージョン 15.60)以降対応)
  - ◇ 各年末の年間収支はその年に使用する上記の割合で加重平均した利率で計算します。
  - ◇ マイナスの場合も同じ割合で計算します。
- ✓ 本ソフトは、半血兄弟姉妹には対応していません。(相続シートが添付している場合です)
- ✓ 本ソフトの相続シートは、実子がいる場合の普通養子は一人まで対応、実子がない場合の普通養子は二人まで対応します。それ以上の普通養子の数には対応しません。また、本ソフトの相続シートで普通養子を扱う場合は、普通養子の上記限度数までを実子と同様に子供欄に年齢を入れて下さい。(相続シートが添付している場合です)

- ✓ 本ソフトの相続シートは、子供(養子を含めて)五人まで対応し、兄弟姉妹も五人まで対応します。(相続シートが添付している場合です)
- ✓ 本ソフトの相続シートの小規模宅地等の特例による優遇税制の計算は下記の様に行っております。(相続シートが添付している場合です)
  - ◇ 小規模宅地等の特例(優遇税制)を適用する者は被相続人の親族です。国税庁のホームページをご参照ください。
  - ◇ 相続人が相続する土地は、相続分割の割合で相続人全員の共有名義とします。
  - ◇ 小規模宅地の特例を適用が出来ない相続人がいる場合の税金の増加分は、相続人の資産分割の比率に応じて相続人全員で負担します。
  - ◇ 生前に夫婦の間で居住用の不動産の贈与を行った場合は、贈与後の持分の割合を『資産』シートの不動産の持分に入れます。
  - ◇ 相続における小規模宅地の特例適用に関しては、国税庁のホームページ(小規模宅地等の特例)をご参照ください。
  - ◇ 本ソフトは子供全員が小規模宅地等の特例適用者であるとして取り扱っています。(初期値は子供全員が特例適用者 = 「1」になっています。) もし特例適用者で無い子供がいる場合には、その子供の部分に「0」を入れます。 なお、法定相続以外の場合に於いて、子供の中に「0」がある場合は「納付すべき税金」に誤差を生じる場合があります。
  - ◇ 「小規模宅地等の特例」の使用する割合を変更する場合は、資産シート・タブの不動産の項目を右にスクロールし、「小規模宅地評価減申告割合面積(%)」で調整して下さい。 例えば、配偶者を含めて全員が小規模宅地等の特例」に対応しない場合には 「小規模宅地評価減申告割合面積(%)」を「0%」にして下さい。
- ✓ 本ソフトでは相続時の控除額配分は、課税受取総額の比率に従って配分します。
- ✓ 本ソフトの納付すべき相続税は、生前贈与加算と死亡保険金以外の全ての相続財産のそれぞれの資産項目を『配分率』に入力した比率で配分した時に納める相続税(概算)です。例えば、資産項目の一つである死亡退職金だけの配分率を変えることは出来ません。 また、納付すべき相続税の額をそのまま確定申告には使用できません。
- ✓ 本ソフトの相続シートでは『生前贈与加算』および『死亡保険金』は、『配分率』の計算および『遺留分侵害額請求』(注:表示機能のある版に於いて)の表示には反映しませんが、『受取総額』には反映します。(相続シートが添付している場合です)
- ✓ 本ソフトの相続シートの相続税額計算の項に『配偶者居住権とそれに基づく敷地利用権』の合計額を表示いたします。(バージョン:19.00以降に対応)
- ✓ 本ソフトの相続シートでは『相続時精算課税』制度を選択した場合、『配分率』の計算、『受取総額』、『内訳の相続額(財産)』および『遺留分侵害額請求対象』(注:表示機能のある版に於いて)の表示に反映します。(相続シートが添付している場合です)
- ✓ 本ソフトの相続シートでは『納付すべき相続税』は、贈与税を既に支払ったとして計算しています。(相続シートが添付している場合です)
- ✓ 本ソフトの相続シートでは、相続発生3年以内に、夫婦の間で居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、1年間に2,110万円を超えて贈与した時に納めた

贈与税を資産シートの贈与欄に記入しなかったとき、支払った贈与税を『納付すべき相続税』に反映しません。(相続シートが添付している場合です)

- ✓ 本ソフトの資産シートの贈与税の注意書きは 2015 年以降特別贈与財産の場合を示していますが、バージョン 15.44 までは、2015 年以降の贈与税の計算を一般贈与財産で計算しています。バージョン 15.45 以降から 2015 年以降の贈与税の計算を特別贈与財産で計算します。(相続シートが添付している場合です)
- ✓ 本ソフトの相続シートでは、贈与税の計算は、西暦 2015 年(平成 27 年)以降対応の 20 歳以上の直系尊属で行っております。(相続シートが添付している場合です)
- ✓ 本ソフトの相続シートは、寄与分、特別受益、寄付金、寄付金控除、障害者控除、相次相続控除、在外財産に対する相続税額の控除に対応しません。(相続シートが添付している場合です)
- ✓ 本ソフトを使用して、税理士でない方が特定のお客様の個別の相続情報を取り扱いますと法律にふれるおそれがありますのでご注意ください。(相続シートが添付している場合です)
- ✓ 本ソフトは、個人のライフプランにおける相続税概算を自動計算するもので、このまま相続税として申告出来ませんので、ご了承ください。(相続シートが添付している場合です)
- ✓ 本ソフトの各シートを印刷する時は、そのページの右上の四角の印刷ボタンを押して下さい。EXCEL の印刷機能で直接印刷された場合は印刷フォーマットが変わる場合があります。
- ✓ 本ソフトで『統計値をユーザーご自身で変更できる』版をご使用の場合に、『統計値入力』シート上の薄青地部分の統計値の値を変更することは出来ませんが、この統計値を使用する**計算式の変更は出来ません**。また、薄青地部分以外の値を変更しますと本ソフトは動作しなくなり、**出荷時の値に修正できなくなります**。(統計値入力シートが添付している場合です)
- ✓ 本ソフトで『統計値をユーザーご自身で変更できる』版をご使用の場合に、『統計値入力』シート上の修正は薄青地部分に適切な**半角数字**を入力して下さい。全角文字や数字以外の文字を入力しますと本ソフトは動作しなくなり、**出荷時の値に修正できなくなります**。(統計値入力シートが添付している場合です)
- ✓ 本ソフトで『統計値をユーザーご自身で変更できる』版をご使用の場合に、『統計値入力』シート上の**セル結合やセル状況変更など**を行いますと本ソフトとはデータを反映しなくなり、**出荷時の値に修正できなくなります**。(統計値入力シートが添付している場合です)
- ✓ 本ソフトで『統計値をユーザーご自身で変更できる』版をご使用の場合に、『統計値入力』シート上の**行または列を挿入または削除**しますと本ソフトは動作しなくなり、**出荷時の値に修正できなくなります**。(統計値入力シートが添付している場合です)

以上